

いじめ防止基本方針

H31.4.24 改訂

【目指す生徒像】

- 自分の良さを客観的に認めることのできる自己肯定感を持ち、他者とのつながりの中で共感、学び合いのできる生徒。
- 命や人権を尊重し、進んで他者に貢献しようとする豊かな心を持つ生徒。

【いじめ対策委員会】

○いじめ対策委員会構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談部主任・保健主事・各学年主任・該当担任（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

○いじめ対策委員会活動

いじめ防止に関する指導方針の確認・検討を各学期に行うとともに、特徴のある生徒の情報交換を行う。いじめ発生時には迅速に開催し、組織的な対応や生徒の支援、関係機関との連携等を検討する。また、職員の人権研修についても検討を加える。

○関係機関等との連携

いじめ対策委員会での決定を受けて、県教育センター・警察等と情報を共有し、事案の分析・解決策の検討を行う。必要に応じ前籍校・出身中学校・職場等と連携をはかる。また、学校評議員等の外部の方に協力を求め、公平な視点より意見をいただく。

【いじめの防止】

- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級作り実践資料集」などを活用し教職員のスキルアップをはかり、すべての教育活動において総合的に人権教育を推進する。
- 受容を心がけるとともに、生徒とのふれあいを深め、ぬくもりのある学校づくりに努める。
- 年間２回の人権学習や掲示教育により人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- 生徒会行事を通して、他者との交流を深め、自己を再発見することで自己肯定感を高める。

【いじめの早期発見】

- 日頃から生徒観察を行い生徒の変化を見逃さない。けんかやふざけ合いであってもいじめを疑う視点を持つ。立番指導時の生徒に対する気付きは必ず記録簿に記載し、情報の共有化に努める。
- いじめ調査、二者・三者面談を定期的に行い早期発見に努める。
- 年２回、生徒情報交換会を行い、生徒情報を教職員で共有するとともに、各種障害のある生徒、外国につながる生徒等、特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的に適切な支援を行う。
- 生徒からの申し出がなされやすいように意見箱を設ける。

【いじめに対する措置】

- いじめの訴えが出た場合、教職員が一人で抱え込まず、速やかに対策委員会に報告し、情報の共有化、解決に向けた対策を組織的に講じる。
- 被害・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等を行うなど丁寧に行う。
- 被害者の教育環境を守るため、加害者の出校停止の措置をとる場合がある。
- いじめ傍観者に対しても、対策委員会で指導方針を決定し、人権教育・指導を行う。
- いじめ解消については、被害・加害生徒の様子や状況を注視し、慎重に判断する。